

## 多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和6年8月28日

北 広 島 町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地 域	重点区域との 重複の有無		
	○			吉木	無	令和6年度	吉木営農組合